

質疑(応答記録)

公告No. : No. G101 公告日 : 令和8年3月2日

工事名(件名) : 塩浜第3ポンプ場遠方監視制御設備更新工事

整理番号	質疑事項	回答
1	<p>特記仕様書 第2章第3節 2. 機器製作における留意事項について「塩浜第3ポンプ場におけるプラント機械設備の一切を遠方監視と遠方操作できる事とする」とありますが、今回ご発注には既設現場操作盤及び補助継電器盤等の機能増設は含まれておりません。既設の中央から操作できる機器としては</p> <ul style="list-style-type: none">・受配電設備・No.1～6自動除塵機・No.1～6雨水ポンプ・No.1～6雨水ポンプ用吐出弁 <p>のようです。</p> <p>今回ご発注内容としては既設が遠方操作可能である負荷のみを対象とし、その他負荷については遠方操作対象外と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>また、監視につきましても既設にて監視が可能であった負荷を対象とし、元々出来なかったものについては対象外と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>次の主要機器と想定しています。</p> <ul style="list-style-type: none">・No.1～3自動除塵機・No.1～3雨水ポンプ・No.1～3雨水ポンプ用吐出弁・受変電設備 <p>また既設設備において、遠方監視操作が可能なことは全て今回も遠方監視操作可能としてください。</p>

質疑(応答記録)

公告No. : No. G101 公告日 : 令和8年3月2日

工事名(件名) : 塩浜第3ポンプ場遠方監視制御設備更新工事

整理番号	質疑事項	回答
2	特記仕様書 第3章 第3節 機器仕様 第11条 クラウド監視設備について 図面のシステム構成図及び配置図上にはクラウド監視設備が記載されておきませんが、システム構成及び設置場所等について、四日市市様にて想定されている構成・場所がありましたらご教示頂けないでしょうか。	システム構成及び設置場所等については協議とします。
3	工事設計書 第4号内訳書について 厚鋼電線管(92)について、どこで使用されることを想定しているかご教示頂けないでしょうか。	厚鋼電線管については、E-03～E05を参考としてください。
4	遠方監視制御・WEBカメラ盤(子局)の設置位置について 切替を考量して既設盤と別の位置へ機器を配置するよう提案させて頂いてもよろしいでしょうか？	機器配置については、施工図承諾にて決定します。
5	発注図E-14 既設配線表(1)、E-15 既設配線表(2)、E-16 既設配線表(3)とE-12、E-13 平面図の機器配置図は参考とし、今回更新とは関係のないものと考えてよろしいでしょうか？	E-12～E16に示す発注図は、今回撤去する機器及びこれに紐づく配線・配管の撤去について示しており、今回撤去工事の参考としてください。 更新後については、E-03～E06を参考としてください。